

本年度（令和4年度）は14回目となりますセミナーを3年ぶりに開催いたします。

学識経験者、運送事業者、国土交通省自動車局安全政策課による講演を予定しておりますので、是非ご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にさせていただければ幸いです。

なお新型コロナウイルス感染拡大等の状況により、WEB配信のみもしくは全面中止させていただく場合がありますのであらかじめご了解ください。

日時：令和5年1月25日（水） 13時00分から16時00分（開場12時00分）

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）7Fホール
大阪市中央区大手前1丁目3番49号

定員：200名（事前申し込みが必要です。※）

参加費：無料

※セミナーの詳細やお申込みにつきましては、近畿運輸局ホームページ
(<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press>) をご覧ください。

→プレスリリース：近畿運輸局 2022年12月2日 第14回自動車事故防止セミナーを開催します！をご覧ください。

(2) 自動車事故対策費補助金の申請受付期間を延長します (新着情報)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しておりますが、その申請受付期間を令和4年12月23日までに延長いたします。

1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html

社内安全教育の実施に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等
- 申請受付期間：上記URLをご確認ください。

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

(3) 自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について

～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

(新着情報)

自動車局では、本年も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 自動車ユーザーの皆様へ

- ・積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- ・また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- ・チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② トラック・バス運送事業者の皆様へ

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- ・運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- ・雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

③ 荷主の皆様へ

- ・大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- ・大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- ・気象庁HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。

<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

国土交通省プレスリリース :

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_004634.html

(4) 中部運輸局 自動車事故防止セミナー2022聴講者を募集します【中部運輸局発】 (配信日 : R4. 11. 18)

中部運輸局では、安全・安心なクルマ社会の実現に向けた取り組みとして、「中部運輸局 自動車事故防止セミナー2022」を開催しますので、聴講者を募集します。本セミナーにおいて、自動車先進安全技術を広く紹介するとともに、自動車運転者自身の運転について振り返り、安全・健康意識について見つめ直していただければと考えております。

また、セミナーの様態を後日編集しY o u T u b eによる録画配信も行います。是非この機会にご参加ください。

日 時 : 令和5年2月2日 (木) 13:00~17:00 (開場12:00)

場 所 : ウィンクあいち (愛知県産業労働センター) 2階 大ホール (名古屋市中原区名駅4丁目4-38)

定 員 : 400名 (事前申込制)

テーマ : 「社会の変化に対応した事故防止対策」

参加費 : 無料 (どなたでも参加いただけます)

受付期間 : 令和4年12月1日 (木) ~令和4年12月28日 (水) (定員になり次第締め切ります)

※セミナーの詳細やお申込みにつきましては、中部運輸局HP（Mission1st運動ページ）をご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

(5) 観光バスの安全確保の徹底について

（配信日：R4.10.14）

10月13日（木）午前11時50分頃、静岡県小山町の県道において、観光バスが乗客を乗せ運行中、横転し、1名が死亡、3名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した（同日15時現在）。

今後、徐々に需要が回復していくことが見込まれる貸切バス業界において、輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

このため、観光バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
 - (4) 適切な運転操作等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

(6) 観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について

（配信日：R4.10.14）

10月13日（木）午前11時50分頃、静岡県小山町の県道において発生した観光バ

スの事故においては、国自安第94号（上記(1)「観光バスの安全確保の徹底について」を示す）により、安全確保の徹底について指示したところ。事故原因については現在調査中であるが、ブレーキが効いていなかったとの情報もあることから、改めて下記事項について周知徹底を図りたい。

記

1. 整備管理業務を再確認し、特に、ブレーキは安全上極めて重要な装置であり、その点検整備を徹底すること。
2. 長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなることがあるため、低速のギアを用いて、エンジembreキを活用するよう運転者に指導すること。
3. ブレーキ関係のみならず、リコールの対象となっている車両については、早期に改修すること。

(7) 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開しました！

(配信日：R4.10.14)

車輪脱落事故を起こした大型車では、著しいさびや汚れ等により劣化した部品が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ボルトやナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていない状況が確認されたことを踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の手順を確認できるよう解説動画を作成し、国土交通省YouTubeチャンネルに公開しました。

この機会に是非とも解説動画をご覧ください、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業の実施をお願いします。

【国土交通省YouTubeチャンネル】

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRI12zJVaaYbwEEKAmD5YVi

(8) 貸切バスの覆面添乗調査を実施します

(配信日：R4.10.7)

国土交通省では、運行中の貸切バスに調査員を利用者として乗車させ、法令遵守状況を調査しています。

今年度は、令和4年10月から令和5年2月にかけて実施します。

1. 今年度の調査予定

- ①調査対象者：貸切バス事業者 ※無通告により実施
- ②調査実施者：国土交通省が委託した者
- ③調査項目：区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の配置状況、など

2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施しており、重大な法令違反の疑いが確認された事業者には監査を実施、その結果、法令違反が確認された2事業者に対し行政処分を行っています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000520.html

(9) 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

(配信日：R4.10.7)

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」により事故車両の調査を行ったところ、タイヤ脱着作業時に各部品のさびや汚れの点検、清掃や潤滑剤の塗布が行われていない事案が確認されました。このような状況を踏まえ、令和4年10月1日より大型車のユーザー等のタイヤ脱着作業者に適切なタイヤ脱着作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を開始しました。

今年度の取組として、大型車のユーザーに適切なタイヤ脱着作業の実施を働きかけるダイレクトメールを郵送するとともに、車齢4年以上の大型車に対してはホイール・ナットの適切な保守管理について、緊急点検を行います。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左後輪分の新品ホイール・ナットが無償提供されます。

【対象車両】2018年9月30日以前に登録された大型車

大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン

【実施期間】令和4年10月1日～令和5年2月28日

【重点項目】

- 大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施
- 啓発チラシや動画を活用し、大型車ユーザーやタイヤ専門店、自動車整備事業者等の関係者に向けて、適切なタイヤ脱着作業の実施を啓発

○各地方運輸局が行う街頭検査における、大型車のホイール・ナットの緩みの点検

○事業用自動車運送事業者において「ホイール・ナットの緩みの総点検」を実施

冬用タイヤ交換シーズンに向けて、適切なタイヤ脱着作業や増し締めを徹底をお願いいたします。

(10) 高速乗合バスの安全確保の徹底について

(配信日：R4. 8. 26)

8月22日（月）午前10時頃、愛知県名古屋市北区の名古屋高速道路において、高速乗合バスが乗客を乗せ運行中、横転・炎上し、2名が死亡、7名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生した（同日午後4時現在）。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

このため、高速乗合バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

(11) バス事業者における乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

(配信日：R4. 5. 6)

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

